

サブスクリプションライセンス契約約款

重要：本「サブスクリプションライセンス契約約款」は、ウイングアーク株式会社がサブスクリプションライセンスとして使用を許諾するソフトウェア・プロダクト(対象製品。第1条で定義します)に関する使用条件等を定めることを目的とし、対象製品を使用されるお客様に適用されるものとします。お客様は、サブスクリプションライセンスでの対象製品の使用を申し込みされた時点で、本約款の内容に同意したものとみなされます。また、ウイングアーク株式会社所定の申込書(第1条で定義されます)によって申込みされたお客様がお客様の使用人又はその他代理人である場合、当該申込行為者は、お客様に効果を帰属させる権限又はその代理権限が与えられていることをお客様は表明し保証するものとし、かつ、その行為はお客様を代理してお客様のために実行され、その効果はお客様に帰属するものとします。なお、対象製品のインストール画面又はパッケージに使用許諾条件が付された場合であっても、対象製品を「サブスクリプションライセンス」として申込みされた場合は、対象製品の使用条件としては本約款の内容のみが適用されるものとします。

1 定義

- 1.1 「ウイングアーク」とは、日本国のウイングアーク1st株式会社を指します。
- 1.2 「アクティベーション」とは、対象製品のお客様の使用権が適正に取得されたものであることを確認するために、お客様の対象製品の使用開始時および使用開始後のお客様のコンピューターをウイングアーク等のサーバーにネットワーク等を通じて接続し、適正な使用権があることを認証する手続きを指します。
- 1.3 「オープンソースソフトウェア」とは、ソースコードが公開され、誰でも使用、改変または頒布(再配布)できるソフトウェア等のことを指します。
- 1.4 「関連資料」とは、対象製品に関連して提供されるマニュアル、その他ドキュメント(電子媒体を含みますがこれに限られません)を指します。
- 1.5 「最終使用者」とは、申込書で最終使用者として記載された者であって、最終的に対象製品を管理・使用する日本国内の法人またはそれに準じる団体を指します。
- 1.6 「サポートポリシー」とは、ウイングアークのウェブサイト(<https://cs.wingarc.com/ja/supportpolicy/000015279>、および当該サイトと関連するサイトからリンクされるWebサイトを含みます)で定める対象製品に対する保守サービスの内容・方法を定めたウイングアークのポリシーを指します。なお、当該ウェブサイトの内容は、ウイングアークの裁量によって変更することができるものとします。
- 1.7 「使用期間」とは、本契約に基づき、ウイングアークがお客様に対して対象製品の使用を許諾する期間を指します。
- 1.8 「バージョンアップ版等」とは、対象製品に関するバージョンアップ版(メジャー/マイナー等を問いません)、更新モジュール、サービスパックおよびパッチ等を総称したものを指します。
- 1.9 「保守サービス」とは、対象製品に関してウイングアークが提供する技術サポートを指します。
- 1.10 「本約款」とは、本サブスクリプション契約約款を指します。
- 1.11 「対象製品」とは、本契約に基づき、ウイングアークから使用権が許諾されるオブジェクトコード形式のコンピューター・プログラム(バージョンアップ版等を含みます)および当該プログラムの使用に関連して提供されるマニュアル等のプログラム以外の資料で構成され、申込書に対象製品として記載されたウイングアークのソフトウェア・プロダクトを指します。
- 1.12 「本契約」とは、本約款の条件にお客様が同意した(同意したとみなされる場合を含みます)ことに基づき成立する、お客様およびウイングアーク間における対象製品の使用に関する契約を指します。
- 1.13 「お客様」とは、ウイングアーク所定の「サブスクリプションライセンス契約申込書」の末尾に記載された申込み欄に署名または記名・押印した法人またはそれに準じる団体を指します。
- 1.14 「申込書」とは、ウイングアーク所定の「サブスクリプションライセンス契約申込書」を指します。

2 使用権の許諾

- 2.1 ウイングアークは、対象製品について、本契約の各条件に基づき、お客様の特定の一つのシステム環境上において、内部業務目的および使用期間に限定された、日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権(申込書で定めた最終使用者がお客様と異なる場合は、お客様から最終使用者に対する再使用許諾権を含みます)をお客様に対して許諾します。ただし、ウイングアークが対象製品のライセンス種別、使用用途、使用範囲または使用環境等による追加条件あるいは本契約と異なる条件(以下総称して「導入環境条件」といいます)を設定し、お客様に対して本契約と同時に(またはそれより前に)書面、ウェブサイト(https://www.wingarc.com/license/eu_license.htmlを含むがこれに限られません)その他の方法により通知した場合は、当該導入環境条件を優先して適用するものとし、お客様は導入環境条件を遵守するものとします。
- 2.2 前項の使用期間は、申込書に記載されたとおりとします。ただし、ウイングアークまたはお客様間で別途合意した場合を除き、期間満了の1ヶ月前までに相手方に対して特段の意思表示をしない場合には、自動的に本契約と同じ条件で1年間期間を延長するものとします。
- 2.3 ウイングアークは、お客様に対して、バックアップ目的または障害復旧を目的としたコールドスタンバイ(コールドスタンバイとは、対象製品を導入するお客様の主稼働(本番)機に障害が発生したときに、第三者のソフトウェアおよびハードウェアなどに事前の設定を行わずに手動で別の予備(待機)機に切り替える場合を指します)用のために、対象製品を1部のみ複製することを許諾するものとし、それ以外では複製できないものとします。
- 2.4 お客様は、2.1に基づき最終使用者に対して対象製品の再使用を許諾する場合には、お客様が本契約と同等の条件(導入環境条件を含みますが、これらに限られません。以下「当該条件」といいます)を最終使用者に対して課すものとし、ウイングアークに対して最終使用者の当該条件の遵守につき責任を負うものとします。この場合、最終使用者の当該条件違反はお客様の本契約違反とみなされるものとします。なお、申込書の最終使用者欄に最終使用者の記載がない場合または申込者と最終使用者が同一の場合は、お客様が最終使用者となり、2.1に定める再使用許諾権は付与されないものとします。

3 禁止事項

- 3.1 お客様は、対象製品の関連資料に記載された以外の方法(対象製品に含まれる技術的制限を回避する方法を含みますがこれに限られません)で使用しないものとします。
- 3.2 お客様は、対象製品(次項に基づき複製された場合も含みます)の著作権その他の表示と同一の表示を維持するものとし、ウイングアークの書面による事前の承諾を得ることなく、変更しないものとします。
- 3.3 お客様は、本契約で別途明示されている場合を除き、いかなる理由があろうとも、ウイングアークの書面による承諾なく、対象製品の全部または一部の複製、

改変、修正、移植、翻訳はできないものとし、また対象製品を第三者に対して、譲渡、販売、リース、レンタル、賃貸、再使用許諾その他の処分をすること、あるいは営利的なタイムシェアリング、商用的ホスティングサービス、ASP(Application Service Provider)、SaaS(Software as a Service)等のサービスには使用できないものとなります。

- 3.4 お客様は、対象製品を改ざんまたは消去し、または対象製品を構成するプログラムを変更、改良、流用する行為はできないものとなります。但し、お客様の使用のための修正及びそのような修正のデバッグのためのリバースエンジニアリングは除く。なお、お客様が当該修正を行った場合、修正箇所及び対象製品全体について、ウイングアークによる限定保証での対応や保守サービスの提供に関して、当該事由に起因する障害対応や不具合対応等ができなくなることをお客様は承諾するものとします。
- 3.5 お客様は、第三者に対して、本契約に基づく権利義務、および対象製品に関する権利を贈与し、譲渡し、または担保に供する等いかなる処分もできないものとなります。

4 著作権

- 4.1 対象製品は、ウイングアークまたはそのライセンサーが権利を有し、ウイングアークが頒布している製品であり、日本国およびその他の国の著作権法その他の知的財産権に関する法律および国際条約の条項により保護されています。
- 4.2 お客様は、本契約に基づき対象製品を使用する権利を許諾されたに過ぎず、本契約に定める以外に、対象製品に係る一切の権利を、明示または黙示を問わず許諾されたわけではありません。いかなる時においても対象製品に係る知的財産権を含む一切の権限・権利は、ウイングアークまたはその原権利者が保持するものとします。

5 限定保証

- 5.1 ウイングアークは、お客様に対して、対象製品を記録媒体(光ディスク等を指すがこれに限られません)で提供したときにおいて、ウイングアークの責めに帰すべき事由により当該媒体に重要な物理的な欠陥が発見された場合、お客様がウイングアークに対して、対象製品のお客様への納入日から 30 日以内に書面により当該欠陥を申し出て、かつ同時に当該媒体を送付することを条件に無償で交換するものとし、これをもって記録媒体に関するウイングアークの一切の責任とします。なお、交換された媒体には、交換前の媒体に適用されるべき保証期間が適用されるものとします。
- 5.2 ウイングアークは、お客様に対して、前項または本契約で明示されている場合を除き、対象製品を現状有姿で提供するものとし、対象製品に誤りがないこと、第三者の権利の不侵害、商品性、または特定目的への適合性に関するいかなる明示または黙示の保証も行わないものとし、また、お客様が対象製品を使用した結果について一切責任を負わないものとします。
- 5.3 ウイングアークは、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別の事情から生じた損害(損害発生につきウイングアークの予見の有無を問いません)、データの喪失・破損、間接損害および派生損害ならびに第三者からの損害賠償請求に基づく損害に対する責任は一切負わないものとなります。また、本契約に関して、ウイングアークがお客様に損害賠償責任を負う場合、その範囲は、責任の根拠如何を問わず、ウイングアークに帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害に限定され、かつその賠償額は、ウイングアークが受領した対象製品の使用期間の使用許諾料金の相当額(但し最大 12 か月分とします)を上限とします。なお、お客様のデータや動作環境については、お客様の責任においてバックアップ等を行うものとし、いかなる場合もウイングアークは何らの責任を負わないものとします。

6 保守サービス

- 6.1 ウイングアークは、お客様に対して、使用期間中、お客様からの対象製品に関する問い合わせをウイングアーク所定の方法で受け付けた時点で有効な最新のサポートポリシー及び本約款で特に規定された内容に従い、対象製品に対する保守サービスを提供します。当該保守サービスは、別途定めるウイングアーク所定の手続きに従ってお客様が「時間外保守サービス」を選択した場合を除き、「標準保守サービス」の内容とします。なお、保守サービスの対価は、対象製品の使用期間の使用許諾料金に含まれます。
- 6.2 ウイングアークは、保守サービスの全部または一部を、再委託できるものとします。この場合、ウイングアークは、自らの責任と負担により再委託するものとし、当該再委託先に対して、本契約上の秘密保持義務と同等の義務を遵守させるものとします。
- 6.3 ウイングアークの保守サービスに対する保証は、保守サービスの提供に限定されるものとし、ウイングアークの提供する保守サービスに瑕疵があった場合、ウイングアークは必要な保守サービスを合理的な範囲で繰返し実施するものとします。なお、ウイングアークによる保守サービスの提供によっても、お客様は、対象製品の誤りが完全に訂正されない、または誤動作が回避されない場合があることをあらかじめ承知するものとします。
- 6.4 前項を含む本約款で特に規定された内容は、対象製品の保守サービスの提供に関するウイングアークの責任のすべてを規定したものであり、ウイングアーク製品のすべての欠陥が是正されること、ウイングアークの製品が正常に作動すること、第三者製品に起因する障害の対応を実施すること、あるいはお客様のデータや動作環境を復旧させることまでも保証するものではないものとします。なお、当該データや動作環境は、お客様が責任をもって管理するものとし、いかなる場合も、ウイングアークは何ら責任を負わないものとします。
- 6.5 対象製品の全部または一部についてウイングアークが販売を停止した場合、当該販売停止製品の保守サービスの提供期限および提供条件は、ウイングアークの「販売製品のライフサイクルポリシー」(http://www.wingarc.com/lifecycle_policy/index.html)の記載内容に従うものとします。
- 6.6 対象製品の保守サービス内容が「時間外保守サービス」である場合、お客様は、対象製品を導入した同一システム内に含まれる Web サイト (<https://cs.wingarc.com/ja/extend>) に記載された製品については一部のみの解約はできないものとします。
- 6.7 前項に加え、本契約は、サポートポリシーにおいて、ウイングアークの裁量によって定めた保守サービス提供の終了日(保守終了日、サポート終了日、サポート予定日等の記載を含みますがこれらに限らない)の翌日以降を含む期間を契約期間とした契約はできないものとします。

7 バージョンアップ版等

前条に基づき、ウイングアーク所定の方法でお客様に対してバージョンアップ版等が提供された場合、当該バージョンアップ版等の使用条件は、ウイングアークによる別段の定めがない場合は、本契約の各条件が適用されるものとします。なお、対象製品のバージョンアップ版をお客様が使用開始したことに伴い、お客様が有する対象製品の旧バージョンの使用権はバージョンアップ版の使用を開始した時点で放棄されるものとします。但し、ウイングアークが別途承諾した場合はこの限りではありません。

8 契約期間

- 8.1 本契約は、お客様が、ウイングアークに対して、申込書をもって対象製品のサブスクリプションライセンスを申込み、ウイングアークが承諾した場合に成立し、発効するものとします。
- 8.2 本契約の契約期間は、前項により本契約が発効した日から、契約違反その他の事由により本契約が終了した場合を除き、使用期間が終了するまで有効に存続するものとします。但し、使用期間満了 1 ヶ月前までに、お客様またはウイングアークのいずれからも解約の意思表示がないときは同一内容で 1 年間継続(更新)し、以後も同様とします。なお、本項についてお客様とウイングアークが書面による別段の合意をした場合は、その内容が優先と

れるものとします。

- 8.3 お客様が本契約のいずれかの条項の一に違反した場合、ウイングアークは、事前の通告なしにいつでも、本契約に基づくお客様の権利を終了させることができるものとします。なお、この場合、本契約の終了時点から使用期間の終了までにおいて、ウイングアークが未受領の対象製品の使用許諾料金があるときは、速やかにウイングアークに対して当該料金を支払うものとします。
- 8.4 「5.限定保証」、「9.秘密保持」乃至「18.紛争解決」、「19. 3」および「20.その他」の各条項については、本契約終了後も引き続き有効に存続します。ただし、「9.秘密保持」は本契約終了後3年間で終了するものとします。

9 秘密保持

- 9.1 お客様は、ウイングアークより提供された対象製品に関する技術情報(対象製品、シリアル番号、文書および電子的「コミュニケーション等を含みますがこれに限られません」)(以下総称して「秘密情報」といいます)を秘密として取り扱うものとし、事前にウイングアークの書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないものとし、対象製品を使用する目的以外では使用しないものとします。また、当該秘密情報の全部または一部を構成する技術について、お客様は、ウイングアークの事前承諾なしに、これを権利化するため、いかなる国家及び地区においても特許その他の知的財産権の出願をしてはならないものとします。また、本契約の終了後は速やかに秘密情報をウイングアークに返却または自らの責任で消却するものとします。
- 9.2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報から除外するものとします。(1) お客様が秘密情報によらずに独自に開発した情報、(2) お客様が本契約条件に違反することなく、公知となった情報、(3) ウイングアークより提供を受けた時点でお客様が既に保有していた情報

10 個人情報

お客様またはウイングアークは、本契約に関連して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。))について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、本契約を履行する目的以外で第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製、改変してはならないものとします。

11 アクティベーション

アクティベーションを行う場合、ウイングアーク等のサーバーへの接続時において、ウイングアークがお客様に提供した「アクティベーションキー」のほか、ハードウェア情報および OS 環境の情報(個人を特定する情報は含まれません)をウイングアークに提供することにお客様は同意するものとします。お客様は、一度アクティベーションにより認証されたコンピューターとは異なる環境(論理区画、仮想環境等同じコンピューターであっても技術的に異なる環境となる場合も含まれます)に移行して対象製品を使用する場合は、アクティベーションの認証を解除したうえで、再度アクティベーションを行う必要があります。なお、アクティベーションキーの使用および管理はお客様が責任を負うものとし、いかなる場合も第三者に開示できないものとします。

12 監査

- 12.1 ウイングアークは、30 日前までに書面で通知することにより、お客様による対象製品の使用状況について、監査を行うことができるものとします。お客様はウイングアークによる監査に協力し、合理的な範囲内で情報提供および助力することに同意します。但し、ウイングアークは、当該監査をお客様の事業活動を妨げることなく、通常のお客様の業務時間帯に行うものとします。お客様は、監査に協力することにより生じた費用について、ウイングアークには一切責任がないことに同意します。
- 12.2 前項の監査の結果、お客様に使用許諾された範囲を超えて対象製品を使用していた場合、お客様は、ウイングアークからの通知後 30 日以内に超過分の対価を支払うことに同意します。お客様から当該超過分の対価が支払われない場合、ウイングアークは、本契約を終了させることができます。かかる場合、お客様に対する対象製品の使用権は終了します。

13 完全合意

お客様は、本契約が対象製品に関する両当事者間の合意のすべてであり、書面または口頭であるかを問わず、対象製品に関わる過去または同時期になされたすべての合意や意思表示(通知、提示および表明を含む)に取って代わることに同意し、また当事者間の見積、申込および承諾による本契約条項との抵触条項に優先して適用されることに合意します。本契約は、両当事者の正当な権限を有する者により署名または記名押印された書面による合意がある場合を除き、いかなる手段によっても変更、修正されません。

14 輸出

お客様は、いかなる理由があろうとも、ウイングアークの書面による承諾および必要な場合は政府その他の機関(以下「政府機関等」といいます)の許可を得ることなく、直接または間接に対象製品を日本から輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用させてはなりません。また、ウイングアークによる承諾を得て、政府機関等の許可を得る場合はお客様の責任と費用負担により取得するものとし、許可を得た場合にも、お客様は、対象製品(技術データを含む)の使用にあたり、該当する国の輸出入関連法規(以下「輸出入関連法規」といいます)に従うものとします。また、お客様は、対象製品またはその直接的製品が、輸出入関連法規に違反して直接間接を問わず輸出されないこと、輸出入関連法規に違反した用途(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含む)がこれに限定されないで使用されないことに同意するものとします。

15 分離可能性

本契約の各条項は分離可能であるものとし、本契約の一部の条項が随時有効に存在している法律法規または随時管轄権を有する政府もしくは政府機関(裁判所を含みます)の行為により、無効とされる場合または法律法規違反を宣告される場合には(このような場合における当該条項を以下「問題条項」といいます)、問題条項は本契約中に存在しなかったものとして解釈され、本契約のほかの条項の有効性に影響を及ぼさないものとします。また、問題条項が無効とされる場合または法律法規違反を宣告される場合、両当事者は、問題条項に代わる適法かつ有効な条項(以下「代替条項」といいます)を規定するために、本契約を変更すること、および問題条項に起因する一切の問題を解決することを目的として、速やかに協議を行うものとします。代替条項の規定に係る協議に当たっては、問題条項の無効性および法律法規違反性を取り除くための必要かつ最小限の修正を行うことを原則とします。

16 不可抗力

いずれの当事者も以下の事由(以下、総称して「不可抗力事由」といいます)による義務の不履行または遅滞について責任を負わないものとし、不可抗力事由による影響を緩和させるための合理的な努力を行うものとします。なお、本項は通常の障害回復処置をしたがって適切な対策を講じる各当事者の義務、または納入された対象製品に対するお客様の支払義務を免除するものではありません。(1) 戦争、反乱、妨害行為、(2) 天災、(3) 債務者の責めによらない

電気、インターネットまたは電気通信上の機能停止、(4) 政府の規制(輸出入またはその他のライセンスの拒否、取消しを含む)、(5) その他の債務者の合理的な支配を超えた事態

17 準拠法

本契約の準拠法は、お客様が対象製品を日本国で購入された場合は日本法に準拠するものとします。なお、本契約には国際売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)は適用されないものとします。

18 紛争解決

本契約に関連して発生した紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

19 解除

- 19.1 お客様またはウイングアークが、次の各号のいずれかに該当したときは、相手方当事者は通知催告も要せずに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき。(2) 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。(3) 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき。(4) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。(5) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 19.2 お客様またはウイングアークが本契約の条項の一に違反し、相当の是正期間ある催告にもかかわらず契約を履行しないときは、相手方当事者は本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 19.3 前二項の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。また、お客様またはウイングアークが第1項各号の一に該当しまたは前項に該当した場合、相手方に対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

20 その他

- 20.1 対象製品は、改良のため将来予告なしに変更されることがあります。
- 20.2 お客様は、既にウイングアークに支払った使用許諾料金(ウイングアークの販売店等の第三者を介して支払われた料金を含む)は返金されないことに同意するものとします。また、対象製品の最終時または使用期間終了時にお客様に使用許諾料金の未払金がある場合、速やかにウイングアークに支払うものとします。
- 20.3 本約款の全部または一部(本約款に定めた Web サイトのアドレス(URL)を含むがこれに限られない)をウイングアークの裁量で変更できるものとします。ただし、この場合、ウイングアークはお客様に対して変更後の本約款の内容をウイングアークのウェブサイトへの掲示その他の方法で通知するものとし、当該通知後お客様が異議なく対象製品を使用された場合は、当該変更された本約款についてお客様は同意したものとみなします。
- 20.4 お客様(20.7 で定める委託業者等を含みます。以下本項において同じ)が作成したプログラム(オープンソースソフトウェアを利用した場合を含みますがこれに限られません)または第三者のプログラム(以下総称して「作成プログラム」といいます)を本ソフトウェアとともに使用する場合、お客様は、作成プログラムに適用される条件(オープンソースソフトウェアにおける使用若しくは頒布等の条件を含みますがこれに限られません)を遵守のうえ自己の責任で使用するものとし、また、当該作成プログラムの使用が、本ソフトウェアに関してウイングアークに何らかの義務を発生させるものではないこと、かつ第三者に対し本ソフトウェアに関するウイングアークの知的財産権または財産的権利に対する権利または特権を与えるものでないこと、をウイングアークに対して保証するものとします。万が一、作成プログラムの使用に関してお客様と第三者との間で何らかの紛争が生じた場合は、お客様は、自己の費用と責任で解決するものとし、当該紛争によりウイングアークに生じた損害を賠償するものとします。
- 20.5 対象製品が、お客様と第三者との間の契約(売買契約、リース契約等)の対象物件としてお客様に提供等された場合であっても、対象製品またはその使用に関連するお客様とウイングアークとの間の一切の請求・紛争等については、本契約の条件が適用され、ウイングアークは本契約所定以外のいかなる責任も負わないものとし、お客様と当該第三者との合意はウイングアークに影響しないことをお客様は同意するものとします。
- 20.6 本ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア等、ウイングアークまたはウイングアークの関連会社以外の第三者のプログラムその他の知的財産が含まれる場合があります。その場合当該第三者プログラム等について、当該第三者がソフトウェア使用条件、使用許諾条件等を付して提供している場合には、お客様は、それらの条件に従うものとします。また、かかる第三者およびウイングアークは、当該第三者プログラム等について、オープンソースソフトウェアが含まれていた場合のオープンソースソフトウェアのライセンスに関わる責任順守を除き、いかなる保証もせず責任を負わないものとします。お客様が対象製品とともに第三者が権利を有するその他のソフトウェアを使用する場合、お客様は当該ソフトウェアに適用される使用条件を遵守するものとし、遵守したことにより対象製品の使用が制限される場合であっても、ウイングアークはいかなる保証もせず責任を負わないものとします。
- 20.7 お客様は、代理人またはお客様がお客様の内部業務の全部または一部を委託した第三者(以下総称して「委託業者等」といいます)に対して、お客様が取得した権利・義務の範囲内で対象製品を使用させることができるものとします。その場合、お客様は委託業者等に対して本契約の条件と同等の条件を課すものとし、かつ当該第三者の対象製品の使用および本契約の同等条件の順守についてウイングアークに対して一切の責任を負うものとします。
- 20.8 対象製品に対するバージョンアップ版等がウイングアークから使用条件付きで提供されている場合は当該条件を本契約よりも優先して適用するものとし、使用条件がない場合には本契約に従って使用することにお客様は同意するものとします。

以上

【F61035-01-20260101】